

うめだ「子供の家」しおり(重要事項説明書)

〈2026年4月1日改定〉

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 からしだね
代表者氏名	理事長 春見 静子
法人の所在地	東京都足立区梅田7-19-23
法人の電話番号	03-3889-8800
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2. 事業の目的

事業の目的 児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。

3. 運営方針

- ①キリスト教精神を基調とする保育。誰もが例外なく、大切にされている存在であると感じられるような雰囲気の中で、自己信頼感と他者を敬う心を育てる。
- ②モンテッソーリ教育法に基づいた保育。
- ③日常的、組織的な発達支援を行う。
- ④家庭との連携を密に取りながら、家族が子育てを楽しめるように支援し、家庭が子どもの育ちにとってより豊かな環境となるようにする。
- ⑤関係機関とネットワークを組みながら、地域の子育て機能を高め、子どもの育ちと子育てを支える地域環境づくりに寄与していく。

4. 保育所の概要

名称	うめだ「子供の家」
所在地	東京都足立区梅田7-19-23
電話番号	03-3889-8800[保護者専用]
法人創立年月日	昭和46年12月17日
事業認可年月日	昭和40年10月1日
施設長氏名	廣岡 和明
入所定員(年齢別)	0歳児… 9名、1歳児 …15名、2歳児…17名、3歳児…21名、4・5歳児…44名 計106名 ただし、待機児がいる場合、解消のため定員枠を超え受け入れる。(2026年4月時点)
常勤職員数(含有期)	20名
保育事業の種類	乳児保育、発達支援保育
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医	小児科医:角田 祥子 歯科医:前田 亮

5. 開所日・開所時間及び休園日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	午前7時30分から午後6時30分(午後7時30分)まで
休所日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始(12月29日から1月3日)

6. 施設の概要

敷地 面積	1024.94㎡
建物	鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ床面積1018.55㎡
施設の内容	・乳児室・ほふく室 3室 面積97.9㎡ 調理室52.26㎡、保育室・遊戯室 7室 面積295.08㎡、乳幼児用トイレ3箇所 遊技場505㎡
設備の種類	冷暖房
保険	施設賠償責任保険加入

7. 職員体制(2026年1月1日現在)

職 名	人数	職務内容
園長	1人	特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
主任保育士	1人	施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。
副主任保育士	1人	主任保育士を補佐し、乳児・幼児の年齢区分の保育内容について他の職員を統括する。
保育士	13人	保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
看護師	1人	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
栄養士	2人	子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
調理員	1人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
事務員	1人	当園の事務を行う。
嘱託医	1人	児童の健康管理業務を行う。
体操指導員(非常勤講師)	1人	4, 5歳児クラスの体操指導を行う。
英語指導員(非常勤講師)	1人	3, 4, 5歳児クラスの英語指導を行う。

8. 年間行事予定(2025年度参考例)

◆印: 保護者参加行事

月	行事内容
4月	◆新入園児初登園 ◆防災説明会 法人職員合同研修
5月	◆クラス懇談会 ◆保護者個別面談 5歳児プラネタリウム
6月	◆災害時引き取り・引き渡し訓練◆保護者個別面談
7月	◆子育て支援講座「すくすくI」 プール遊び 観劇会
8月	プール遊び
9月	◆災害時引き取り・引き渡し訓練 ◆運動遊び

10月	赤い羽根共同募金 ◆からしだねフェスティバル バスハイク
11月	◆子育て支援講座「すくすくⅡ」 ◆保育参観
12月	クリスマスおたのしみ会◆聖劇発表 クリスマス会食
1月	わくわく子どもシアタータイム ◆わくわく保護者参観
2月	子どもの安心安全のための人形劇プログラム
3月	◆クラス懇談会 ◆卒園式
◎毎日の設定保育:モンテッソーリ教育による個別活動、年齢別活動(5歳児)	
◎毎月の行事: 身体測定・園医健診(0歳)・避難訓練	
◎運動・音楽指導:体操指導・英語指導	

9. 給食について

当園の給食の方針	保育園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。和食を中心とした献立を取り入れています。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギー性の症状がある場合、医師の診断書(又は指示書)を含む書類を保育園に提出してください。後日面談し、医師の指示に従い、園で可能な除去食の対応を致します。
衛生管理等	1) 集団給食施設届出を足立保健所へ届出済みです。(平成13年7月31日届出) 2) 調理員及び調乳担当職員は、毎月検便を行っています。

栄養給与目標(給食・おやつでとりたい栄養量の目安)

	エネルギー - Kcal	蛋白質 G	脂質 g	カルシウム mg	鉄分 mg	ビタミン A μg	B1 mg	B2 mg	C mg
3歳未満児	470	18	13	210	2.3	190	0.25	0.27	20
3歳以上児	570	21.5	16	260	2.5	213	0.32	0.36	23

10. 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- ①当園は、区が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。
- ②特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。
- ③当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
 - (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
 - (3) 区が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

11. 入園時に必要な書類等

- ①住居を確認するもの。
- ②保護者の連絡先や登降園時間を明示するもの。
- ③児童の体調を確認するもの。(病歴、健診歴、予防接種の記録、アレルギー等)
- ④児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

※ ①～②、④は児童表、③は健康調査票に記入していただきます。

12. 保護者と保育園の連絡について

- ①うめだ「子供の家」では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と保育園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。保育所での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、乳児(0・1歳児)と2歳児は、おたより帳を活用します。体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。
- ②毎月1回、園だよりを発行して、行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。

13. クラス懇談会について

クラス毎に年に2回設け、家庭と保育園で子ども達の1年間のクラス目標を決める等、保護者同士で子育てに関する意見交換をする場としています。

14. 各種健診について

0歳児	毎月1回、嘱託医が健診します。健診の結果については、降園時に口答でお知らせしています。歯科健診は年に1回、区の指定歯科医により健診し、個人の健康記録表に記録し、診断結果通知書でご家庭にお知らせします。身体測定の結果はおたより帳に記録しお知らせします。
1、2歳児以上	年2回、嘱託医が健診します。歯科健診は年に1回、区の指定歯科医により健診し、屈折検査も年に1回実施します。その結果については、個人の健康記録表に記録し、診断結果通知書でご家庭にお知らせします。毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、おたより帳に記録し、ご家庭にお知らせします。

15. 保護者の負担について

- ①3～5歳児については、居住自治体の取り扱いによっては、月額4,500円の副食費を実費徴収する可能性があります。
- ②延長保育をご利用される方(利用条件あり)については、園との直接契約で行うため、費用は保育園に直接納めていただきます。月極延長保育は基本月額7,000円、他短時間延長保育、スポット延長保育があり、詳細は別途ご案内します。
- ③その他ご希望の方はパジャマ袋・洗い替えのシーツや毛布の掛けカバーは園で購入することができます。

16. 保育所のご利用に際し、留意していただくこと

登園時間	登園は7時30分からお願いします。8時30よりクラス活動が始まります。
欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡、又は登園が遅れることを連絡する場合、9時00分までに園(Tel.03-3889-8800)に電話連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	原則として、短時間保育の方は16時30分まで、標準時間の方は18時30分まで、延長保育の方は19時30分までにお迎えをお願いします。お迎えが遅れる時には、事前に電話連絡をお願いします。
早退をする場合	家庭都合での早退は12時30分と15時15分をお願いします。ご家庭の緊急時、体調不良等により園から連絡をした時、療育時には個別対応を行います。その他でご家庭での時間調整がどうしてもつかない時には事前にご相談いただき、職員間で個別に検討しお返事します。

毎朝の体調の確認	お子様の体調を知るために、お子様は朝登園前に、ご家庭で検温を必ずお願いします。また、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。 ※感染症発生時は全園児、登園前にご家庭で検温をお願いします。 ※解熱剤を使用した場合、24時間はご家庭で様子を見ていただきますようご協力ください。
感染症について	麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ・新型コロナウイルス等学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に登校・登園・登室許可証を記入してもらい登園してください。それ以外の感染症は、登校・登園・登室許可証の内容に従い、完治したら記入し、登園してください。
発熱や下痢のある場合	発熱(※目安として37.8℃以上)、嘔吐、下痢、伝染性疾患の疑いがある場合、登園を控えてください。また、登園後、37.5℃を超えた場合や下痢の場合は、緊急連絡先へご連絡をする場合があります。その際は、お迎えのご協力をお願いします。また、発熱がなくても普段の様子と違い集団生活が難しいと判断した場合もお迎えのご協力をお願いします。
与薬について	医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限り事前に薬預かり証を提出してもらってからお預かりし、看護師(不在時は担任保育士)が与薬します。
衛生面について	歯磨き指導を順次再開していきます。その際は、園で使用する歯ブラシは毎月交換してください。個人差で劣化が激しい場合は、個々にクラスよりご連絡しますので、早目に交換をお願いいたします。

17. 賠償責任保険の加入

施設・施設業務 1名・1事故 10億円
対物賠償1事故 1千万円

18. 緊急時の対応について

- ①保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
 - ②保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承下さい。
- ・囑託医 小児科医:うめだ・あけぼの診療所 所長 角田 祥子
足立区梅田7-12-15 TEL 03-3848-1190
 - ・足立消防署
足立区梅島2-1-1 TEL 03-3852-0119
 - ・西新井警察署
足立区西新井栄町1-16-1 TEL 03-3852-0110

19. 保育中の医療機関受診について

保育時間内で怪我や急病があった際に、医療機関を受診することがあります。医療機関で受診後は、その医療機関へ保護者の方がマイナンバーカードか資格確認証と乳幼児医療証をご持参いただくこととなります。

20. 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画作成	(変更)届出書、消防署 平成28年8月10日届出
--------	--------------------------

防火管理者	廣岡 和明
避難訓練	火災または地震を想定した訓練を月1回実施します。水災および不審者侵入防訓練を年1回行います。
防災設備	自動火災探知機・煙感知器、誘導灯
防犯設備	学校110番(非常通報装置)・セキュリティーカメラ・玄関電気錠、防犯カメラ
避難場所	一時集合場所: 区立梅島公園 広域避難場所: 荒川北岸・河川敷緑地一帯 第一次避難所: 足立区立第9中学校

※園では防災備蓄品を備えて、災害時や非常事態が発生した場合は、防災備蓄品を使用することがあります。(防災備蓄品: 飲料水、アルファ米、クラッカー、粥、すりおろしりんご、粉ミルク等)

21. 虐待防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

22. 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

①うめだ「子供の家」相談・苦情対応

お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたら、クラス担任にご相談下さい。クラス担任以外の職員に相談や苦情がありましたら、意見・要望・不満を解決するための窓口を設置していますので、ご利用ください。

相談・苦情受付担当者 室田鈴子(主任保育士) TEL 03-3889-8800

相談・苦情解決責任者 廣岡 和明(園長) TEL 03-3889-8800

第三者委員 前田 恭子(地域住民)

連絡先: 〒123-0851 足立区梅田7-28-6

TEL 03-3840-0900

川島 恵美子(民生委員)

連絡先: 〒123-0851 足立区梅田5-13-14

TEL 03-3886-2206

青柳 恵美(弁護士)

連絡先: 〒160-0022 新宿区新宿1-1-5サカエ御苑マンション
3階 丸尾総合法律事務所

TEL 03-5468-9638

受付方法: 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

また、玄関にはご意見箱を設置しています

②保育園以外にも、区市町村の相談・苦情受付窓口があります。

・足立区 私立保育園課 03-3880-5889

・東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会

千代田区神田駿河台1-8-11東京YMCA会館3階 TEL 03-5283-7020

23. 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。